

「建設労働者確保育成助成金」制度の一部を改正しました

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や建設事業主団体に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。

建設労働者の確保・育成をより推進することなどを目的として、平成27年度に助成内容・手続きの一部について改正を行いました。

主な改正内容

コース		現 行	改正内容
認定訓練コース (※1)	経費助成額	定額助成 〔対象の建設労働者1人1カ月当たり4,400円など(訓練の課程等によって助成額が異なる)〕	定率助成 〔広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の6分の1〕
	経費助成の支給申請時期	四半期毎	認定職業訓練終了後
◎ 技能実習コース (※2)	経費助成・賃金助成の計画届	届出不要	届出(訓練を実施しようとする日の原則1カ月前)
雇用管理制度コース	対象者	中小建設事業主	中小建設事業主及び中小建設事業主以外
	対象制度と助成額	①評価・処遇制度(40万円) ②研修体系制度(30万円) ③健康づくり制度(30万円)	【制度導入助成】 ① 評価・処遇制度 (10万円) ② 研修体系制度 (10万円) ③ 健康づくり制度 (10万円) ④ メンター制度 (10万円) 【目標達成助成】 ① 離職状況の改善のみ (60万円) ② 離職&入職状況の改善 (120万円) (注) 目標達成助成は、計画期間終了から1年経過後の離職率などに係る目標を達成した場合に支給
若年者に魅力ある職場づくり事業コース	対象者と助成割合	中小建設事業主及び中小建設事業主団体 [助成率2/3]	中小建設事業主及び中小建設事業主団体 } [助成率2/3] 並びに 中小建設事業主以外及び中小建設事業主団体以外 } [助成率1/2]
	対象者(地域団体)の要件	構成員の数が15以上の建設事業主団体であって、かつ、当該構成員が常時雇用する労働者の総数がおおむね100以上のもの	構成員の数が10以上の建設事業主団体であって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数がおおむね50以上のもの
	対象事業	「建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業」ほか	「女性建設労働者の入職や定着の促進に関する事業」を追加
	事業実施期間	最長で事業計画を提出した年度の末日(3月31日)まで	最大1年間
作業員宿舍等設置コース	対象事業	作業員宿舍、作業員施設	「賃貸住宅」(被災三県の中小建設事業主が工事現場で作業等を行う建設労働者を遠隔地より新たに採用するためにアパート等を賃借する場合)を追加

(※1) 平成28年度までに都道府県の補助を受けて行う認定訓練については、改正前の助成内容で申請が可能

(※2) 平成27年10月1日以降に開始される技能実習から適用

詳しくは、都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。

